# 国民健康保険のお知らせ

【問合せ】▶保険料の算定、加入・脱退の届け出…医療保険年金課 国保資格係☎ (5273)4146、▶医療費等の保険給付…国保給付 **係☆** (5273)4149、▶保険料の納付相談…**納付相談係☆**(5273) 3873・☎(5273)4530(いずれも本庁舎4階・ໝ(3209)1436)へ。

## 30年度の国民健康保険料

#### ◎保険料を改定しました

医療費や後期高齢者医療制度への負担金、介護納付金 等を基に保険料を毎年見直し、均等割額・所得割額を改 定しています。30年度の保険料は、右図のとおりです。 ※新宿区ホームページに、前年中の総所得金額等や年齢 を入力すると、保険料を計算できる「試算シート」を掲載 しています。

【問合せ】医療保険年金課国保資格係へ。

#### 基礎賦課額 (医療分)

【均等割額】 39,000円

×世帯の加入者数

【所得割額】 世帯加入者全員の 30年度の算定基礎額(※) ×100分の7.32

賦課限度額 58万円

後期高齢者支援金等 賦課額(支援金分)

【均等割額】 12,000円 ×世帯の加入者数

【所得割額】 世帯加入者全員の 30年度の算定基礎額(※) ×100分の2.22

賦課限度額 19万円

#### 介護納付金賦課額(介護分)

#### 【均等割額】 15,600円×世帯の加入者のうち 40歳以上65歳未満の方の人数

年

間

保

険料

【所得割額】

世帯の加入者のうち40歳以上 65歳未満の方の30年度の 算定基礎額(※)×100分の1.65

賦課限度額 16万円

※算定基礎額…平成29年の総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた金額

#### ◎納入通知書の送付

30年度保険料の納入通知書は、6月に発送します。1年間の保険料は、6月~31年3月の10回に分 けて納めてください。納付書は、6月~9月納期分を6月に、10月~31年3月納期分を10月に発送し ます。なお、6月は一括払い用の納付書も同封します。

#### ●30年度の住民税の申告を

保険料の算定基礎額は、住民税の課税内容に基づいて計算しています。30年1月1日に住民登録 のあった区市町村で、住民税の申告をしてください(確定申告をした方は、住民税の申告は不要)。 ※30年1月2日以降に新宿区に転入した方へ6月に発送する納入通知書では、均等割額のみをお知 らせします。その後、前住所地の住民税の課税内容から算定基礎額を計算し、所得割額を確定した 上で、保険料の変更通知をお送りします。

#### ◎国民健康保険料は必ず納めましょう

国民健康保険に加入している皆さんは、医療費の一部を負担して医療を受けるとともに、保険 料を納める義務があります。保険料は必ず納めましょう。

#### ● 保険料を納めないと

未納期間に応じて、次の措置を取ります。特別な事情があるときは、お早めにご相談ください。

- ▶督促や催告をしても納付がない場合は、通常の保険証の代わりに、有効期限の短い保険証(短期 証)や資格証明書を交付します。資格証明書は、国民健康保険の被保険者であることを証明するも ので、医療費は通常の自己負担分(3割)ではなく、全額を支払うことになります。後日、療養費とし て申請いただくと、保険者負担分をお支払いしますが、滯納状況により保険料に充当します。
- ▶高額療養費等保険給付金の全部または一部を、未納の保険料に充てる場合があります。また、保 険料を滞納している方は「限度額適用認定証」の申請はできません。
- ▶保険料滞納の状態が続くと、法律に基づいて預貯金・給与・生命保険など財産の差し押さえを行 う場合があります。

【問合せ】医療保険年金課納付相談係へ。

#### 加入・脱退の届け出は14日以内に

#### ◆ やむを得ず遅れた場合でも必ず届け出を

医療保険制度では、誰もが必ず公的な健康保険に加入しなければ なりません。退職等で勤務先の健康保険をやめたときや国民健康保 険に加入していた方が勤務先の健康保険に変わったときは、届け出 が必要です(自動的には切り替わりません)。

国民健康保険の資格は、「加入しなければならない日」から発生し ます。加入の手続きが遅れた場合でも、保険料はさかのぼって納め ていただきます。会社等法人の事業所に勤務する方は、勤務先の健 康保険に加入します。勤務先にご相談ください。

#### 届け出は医療保険年金課・特別出張所へ

- ▶勤務先の健康保険等をやめて国民健康保険に加入するときは 資格喪失証明書をお持ちください(扶養家族がいないときは退職 証明書でも代用可)。
- ▶新たに勤務先の健康保険に加入し国民健康保険を脱退するときは 国民健康保険証と、勤務先の新しい保険証をお持ちください。郵 送でも手続きできます。詳しくは、お問い合わせください。新宿区ホ ームページでもご案内しています。
- ※届け出には、マイナンバー(個人番号)の確認ができる書類(通知カ ード等)と本人確認ができる書類 (運転免許証等)が必要です。届け 出の際にお持ちください。

※代理人が届け出をする場合は、上記に加え、委任状と代理人の本 人確認ができる書類もお持ちください。

【問合せ】医療保険年金課国保資格係へ。

### 8月診療分から70~74歳の方の 高額療養費の自己負担限度額が変わります

高額療養費制度は、医療機関の窓口で支払う医療費の1か月ごとの自己負担額が限 度額を超えた場合に、超えた額を払い戻す制度です。30年8月診療分から、70~74歳 の方の高額療養費の自己負担限度額等が下記のとおり変わります。

【問合せ】医療保険年金課国保給付係へ。

#### 【変更前】7月診療分までの1か月の自己負担の限度額

負担割合	所得区分		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
3割	一定以上所得		57,600円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% 【多数回 44,400円★2】
2割 (1割)	一般		14,000円 ★1	57,600円【多数回 44,400円★2】
	住民税非課税	Π	8,000円	24,600円
		I		15,000円

#### 【変更後】8月診療分からの1か月の自己負担の限度額

負担割合	所得区分		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	
	現役並み所得Ⅲ (課税標準額690万円以上)		252,600円+(医療費-842,000円)×1% 【多数回 140,100円★2】		
3割	現役並み所得Ⅱ		167,400円+(医療費-558,000円)×1%		
う剖	(課税標準額380万円以上)		【多数回 93,000円★2】		
	現役並み所得 I		80,100円+(医療費-267,000円)×1%		
	(課税標準額145万円以上)		【多数回 44,400円★2】		
O #II	一般		18,000円 ★1	57,600円【多数回 44,400円★2】	
2割(1割)	住民税非課税	П	8,000円	24,600円	
		Ι		15,000円	

★1…外来療養における自己負担額の年間 (前年8月1日~7月31日)合計の上限額は 144.000円です。

★2…過去12か月間に4回以上高額療養費の支給があった場合の4回目以降の限度額で す(8月診療分以降の区分が現役並みⅢ・Ⅱ・Ⅰ の方は、「外来(個人ごと)の限度額」が廃止さ れるため、「外来」と「外来+入院」の区別はありません)。

【申請方法】高額療養費の払い戻しがある世帯には、受診月の2~3か月後、世帯主宛てに通 知をお送りします。通知が届いたら、医療保険年金課国保給付係・各特別出張所の窓口へ申 請してください。

## 入院中の食事代が変わりました 🔻 🔻

住民税課税世帯の方の入院時食事療養費の標準負担額が、4月療養分から 460円(3月療養分までは360円)に変わりました。4月から変更後の標準負担 額を医療機関の窓口でお支払いください。

【問合せ】医療保険年金課国保給付係へ。

区分	標準負担額(1食あたり)		
区分	3月まで	4月から	
住民税課税世	带	360円	460円
70歳未満の住民税非課税世帯または	90日までの入院	210円	210円
70歳以上の住民税非課税世帯Ⅱ	90日を超える入院	160円	160円
70歳以上の住民税非認	果税世帯 I	100円	100円

## 区の国民健康保険加入者向け 保養施設をご利用ください

- ▶保養施設…全国の「かんぽの宿」を利用できます。詳しくは、医療保険年金課・ 特別出張所で配布の「保養施設のご案内」をご覧ください。
- ▶**夏季保養施設**…区が契約する旅行会社の店舗で取り扱う宿泊施設を利 用する場合、宿泊料の一部を補助します。詳しくは、「広報しんじゅく」な どでお知らせします。

#### 国保温泉センター割引利用券の配布

都内の次の施設の割引利用券を、医療保険年金課・特別出張所で配布し ています。

į	施設名·所在地	利用料金		
ĺ	加設在7月1年地	大人	小学生	
į	①檜原温泉センター 数馬の湯(檜原村2430)	520円	210円	
į	②奥多摩温泉 もえぎの湯(奥多摩町氷川119―1)	480円	210円	
į	③秋川渓谷 瀬音の湯(あきる野市乙津565)	700円	250円	
	④生涯青春の湯 つるつる温泉(日の出町大久野4718)	620円	210円	

【問合せ】医療保険年金課庶務係(本庁舎4階)☎(5273)4078へ。